

〈LH-NEXT経営セミナー〉

目前に迫る「風営法政令改正」!

レジャーホテルは、いま何をしなければならないのか?

- 風営法政令改正の動きを解説・検証
- 政令改正で、新法ホテルは何をしなければならないのか?
- 新たな規制のなかで、レジャーホテルはどこへ向かうのか?

2009年3月、警察庁は風営法の政令を改正すると発表。8月に有識者による風俗行政研究会により改正内容のベースとなる「提言」が公開され、9月には改正する、とマスコミを通じて告知された。しかし、実際の改正案はなかなか告知されず、その間、各地で風営法違反容疑での摘発も相次ぎ、業界は混乱に陥った。

「改正によってレジャーホテルはどうなるのか?」「“新法ホテル”は何をしなければならないのか?」。

今後のレジャーホテルおよび経営の方向を見定めるために、政令改正の動きと改正内容を検証する。

開催日 2010年1月27日(水)
 時間 14:00~19:30
 ●セミナー:14:00~17:30
 ●賀詞交歓会:18:00~19:30
 会場 ホテル JAL CITY 田町東京
 東京都港区芝浦3-16-18 TEL.03-5444-0202
 参加費 30,000円
 (1名様、税込、セミナーおよび賀詞交歓会参加費)
 主催 (株)テイダン/「季刊LH-NEXT」
 後援 (社)日本レジャーホテル協会
 (日本自動車旅行ホテル協会)

お申込み方法

(株)テイダン セミナー係 FAX.03-3518-2867

- 「参加申込書」をFAXにてお送りください。
参加者宛に「参加証」と「請求書」をお送りします。「参加証」は開催当日にお持ちいただき、受付にご提示ください。
- 参加費は、セミナー開催の3営業日前(1月22日)までに下記の指定銀行口座にお振込み願います。※振込手数料は貴社にてご負担願います。
- ◆振込先 みずほ銀行 神田駅前支店 普通口座 2205827
口座名 株式会社テイダン
※セミナー開催の3営業日前(1月22日)までにお振込みが間に合わない場合は、(株)テイダン(セミナー係:TEL.03-3518-2866)まで振込日をご連絡ください。
- お申込みが開催日直前の場合、もしくは「参加証」等の到着が間に合わない場合は、当日、会場受付での申込み・現金支払いとなります。
- セミナーの定員は150人です。定員を超えた場合、お断りする場合がございます。ご了承ください。とくに直前・当日の参加お申込みは、お電話にてご確認をお願いします。
- お申込者が参加できない場合は、代理の方の参加も可能です。
- キャンセルは、開催の3営業日前(1月22日)までにFAXないしお電話にてご連絡下さい(返金手数料は1,000円となります)。なお、開催前2営業日(1月25日)以降のキャンセルについては、参加費は返金できませんのでご了承ください(当日配布の資料はお送りします)。
- セミナーの席は、指定させていただきます。
- セミナー内容の録音・録画、講演中のパソコン・携帯電話の利用は、お断りいたします。
- 主催者および講師等の事情により、講師の変更、講座の変更、セミナーの中止の場合があります。その際には申込書の連絡先にご連絡させていただきます。

■「LH-NEXT経営セミナー」&「2010年賀詞交歓会」参加申込書■

●会社名(フリガナ)	
●ホテル名	
●所在地	
●TEL	●FAX
●E-mail	
●ご参加者名(フリガナ)	●部署・役職
●ご参加者名(フリガナ)	●部署・役職

■お問合せ

(株)テイダン セミナー係

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-4-13 CRC北大手町ビル6階

TEL.03-3518-2866 FAX.03-3518-2867

URL <http://www.teidan.co.jp>